

指定工事店変更届出書

年 月 日

竹 原 市 長 様

指 定（登録）番 号 第 号
 指 定 工 事 店（商号）
 代 表 者 氏 名 ⑩

1 指定工事店・責任技術者に関する事項

異 動 事 項	新	旧
ふりがな 商号（組織）		
ふりがな 氏名（代表者）		
役員の変更	（就任）	（辞任）
営業所の移転		
責任技術者の異動		
住居表示・ 電話番号等の変更		

（注）添付書類については、裏面をご覧ください。

2 連携市町の取り扱い要件を欠くことに関する事項

（該当する異動事項の番号を○で囲むこと。）

異動事項	1 「連携市町以外の市町内」又は「指定を受けていない連携市町内」へ営業所を移転させた。 2 営業所を置いている連携市町から受けていた指定の効力が失われた。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合） ・ 住民票記載事項証明書（個人の場合） ・ 竹原市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号） ・ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第3号） ・ 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（様式第4号） ・ その他市長が必要と認めるもの

（注）連携市町については、裏面をご覧ください。

○ 指定工事店・責任技術者に関する事項の添付書類

異動事由	添付書類
商号（組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人）</u> ・ 指定工事店証
氏名（代表者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>竹原市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号）</u> ・ <u>定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人）</u> ・ <u>住民票記載事項証明書（個人）</u> ・ 指定工事店証
役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹原市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号） ・ <u>定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人）</u>
営業所の移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人）</u> ・ <u>住民票記載事項証明書（個人）</u> ・ <u>営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第3号）</u> ・ 指定工事店証
責任技術者の異動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類 ・ 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（広島県下水道協会の長が交付したものに限る。）の写し
住居表示・電話番号等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住居表示変更通知（住民票記載事項証明書、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書でも可）</u> ・ 指定工事店証 <p>（注）電話番号の異動については、添付書類は不要</p>

（注）つぎの特例の要件を満たす場合、下線の添付書類は、連携市町（営業所を置いている市町に限る。）の指定工事店証の写しとする。

○ 特例の要件

- (1) 届出をする者は連携市町のいずれかの区域内に営業所を有していること。
- (2) 上記(1)の営業所について、その所在地を管轄する連携市町から指定を受けていること。

○ 連携市町

区分	市 町
広島県	広島市、呉市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町
山口県	岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町
島根県	鹿足郡吉賀町